

# 仕様書

## 1. 件名

士別市議会議員・事務局用タブレット端末購入及びデータ通信利用契約

## 2. 目的

議会におけるペーパーレス化の推進、情報共有の迅速化を図るため、議員および議会事務局職員が使用するタブレット端末一式およびデータ通信利用の導入・運用を目的とする。

## 3. 調達内容及び数量

### (1) タブレット端末

20 台

### (2) タブレット付属品

タブレットケース、保護フィルム、Apple Pencil Pro 各 20 式

### (3) データ通信サービス利用契約

20 回線 48 ヶ月

### (4) 端末の運用・保守サービス

20 回線 48 ヶ月

## 4. 契約形態

### (1) タブレット端末

物品売買契約として、納品後に代金を一括で支払うものとする。

### (2) タブレット付属品

物品売買契約として、納品後に代金を一括で支払うものとする。

### (3) データ通信サービス利用契約

タブレットの納品日から 48 ヶ月の長期継続契約として、毎月の利用料を支払うものとする。

なお、長期継続契約とは、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく契約であり、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

## 5. 履行期間

### (1) タブレット端末及びタブレット付属品の納入期限

令和 8 年 8 月 31 日

### (2) データ通信サービス利用契約

令和 8 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで (48 ヶ月)

## 6. 履行場所

士別市議会事務局総務課 (士別市東 6 条 4 丁目)

## 7. 要件

### (1) タブレット端末

#### ア 仕様等

- ・機種名：Apple iPad Air M4 または同等のスペック以上のもの
- ・容量：128GB 以上
- ・本体カラー：指定なし
- ・ディスプレイサイズ：13 インチ以上
- ・同梱品：電源アダプタ、充電ケーブル

#### イ 初期設定等

以下、初期設定等を実施し納入すること。

- ・初期設定を行うこと（契約成立後に本市と協議）
- ・管理台帳を作成すること。
- ・1 台毎に設定シートを作成し、指定する ID・パスワード等を登録すること。
- ・端末本体に市が指定する項目を記載したシール本体に貼付すること。
- ・本市が指定する下記のアプリケーションをインストール・ホーム画面登録等の設定を行うこと。

(i) Gmail

(ii) Google カレンダー

(iii) その他必要に応じて、本市と協議の上追加・実施すること。

- ・本市が調達を実施した議会運営支援システムのインストール・設定を行うこと。

#### ウ 保証期間

保証期間は1年間とする。ただし、メーカー保証が1年以上の場合はメーカーが提示する保証期間とする。

### (2) タブレット端末付属品

#### ア 仕様等

##### 【タブレットケース】

製品例：フラップケース ELECOM TB-A25XSABK

##### 【保護フィルム】

製品例：保護フィルム ELECOM TB-A25XFLAPLL

##### 【Apple Pencil】

Apple Pencil Pro

#### イ その他

- ・上記7（1）で選定した機種に対応した製品を選定すること。

### (3) データ通信サービス利用契約

#### ア 仕様等

- ・タブレット端末で利用可能なLTE/4G通信方法で接続できるものとし、安定的に利用できること。
- ・データ通信量は、調達する全ての回線で1ヶ月当たり50GB以上をシェアして利用するサービス形態であること。
- ・データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず定額であること。

なお、月のデータ通信総量が契約上限に達した場合の容量追加は、管理者権限により追加できるものとし、管理者以外の権限で追加できないようにすること。

- ・インターネット等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- ・下記の条件を満たすタブレット端末の管理機能を提供すること。

#### (4) 端末の運用・保守サービス

以下の保守を提供すること。

- ・タブレット端末のトラブルに関する問い合わせには、窓口を一元化し対応すること。
- ・タブレット端末の紛失及び盗難の際は、専用窓口により利用状況の監視、遠隔によるロック・利用中断・初期化に24時間365日対応可能なこと。
- ・故障等（水濡れ・全損・紛失・盗難・破損・故障・端末メーカー保証期間経過後の自然故障）の対応は、補償の申し込みを受けてから迅速に対応し、接続確認、必要なアプリケーション等の初期設定等に協力すること。

### 8. 同等品の取扱い

タブレット端末及びタブレット端末付属品については、上記7（1）及び（2）の要件を満たす同等品の選定を可とする。

ただし、同等品で参加する場合は、6月24日（水）午後4時までに、カタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を下記11（1）の入札担当部署（総務部財政課）へ提出し、確認及び承認を得たうえで入札に参加するものとする。

### 9. 入札方法

総価で入札に付する。

入札金額の内訳は、①タブレット端末及びタブレット端末付属品、端末初期設定等、保証にかかる費用（以下、「端末納品に係る費用部分」という）及び②データ通信サービス利用料（48ヵ月分）とし、入札書に記載する金額は、項目ごとの単価を見積ったうえで、別紙「入札内訳書」記載の数量を乗じ合算した総額を算出し、その110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を記載すること。また、入札金額には、契約履行に要する一切の諸経費を含めるものとする。

### 10. その他

- ・納品日時、初期設定の内容については、契約後事前に担当課と打合せを行うこと。
  - ・納品時に不要な梱包材は、受注者の負担で引き取り及び処分を行うこと。
  - ・本業務の履行に当たっては、次の関係法令を遵守すること。
    - ①有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに省令等
    - ②土別市個人情報保護条例
  - ・本業務の一部を代理店等に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって本市へ申請・承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - ・本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上決定するものとする。
  - ・タブレット端末の購入に係る物品売買契約書は、別紙のとおりとする。
- なお、データ通信サービスの利用契約に係る契約書は、別途、委託者と受託者で協議の上作成する。

## 1 1. 担当部署

### (1) 入札にかかる担当部署

士別市総務部財政課

〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1番地

電話：0165-26-7785

FAX：0165-22-1934

メール：zaiseika@city.shibetsu.lg.jp

### (2) 納品等にかかる担当部署

士別市議会事務局総務課

〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1番地

電話：0165-23-3009

FAX：0165-29-2310

メール：gikai@city.shibetsu.lg.jp